

「はい、こちら企業の
労働110番です」

電話をとると、「社員が
『1ヶ月の休養を要す』
とのメンタルクリニック
の診断書を持ってきまし
た。どうすればよいでし

名北協会相談員日誌 32



「ちかく企業の 労働110番」で

渡邊恵子社会保険労務士事務所 所長
名北労働基準協会専門相談員
産業カウンセラー・特定社会保険学務士

渡 邊 惠 子

メンタルヘルス対策を考慮した就業規則

産業カウンセラー・特定社会保険
メンタルヘルス対策を
休復職は就業規則に基づいて行わ
れます。就業規則が不明確であると
本人との間で不要な行き違いが生じ
トラブルを誘発することになります。
十分に考慮した就業規則を作成して
おくことが必要です。

そこで考慮する具体的
規定は、まずは休職命令
の規定です。

メンタル不調の場合は
客観的な病状と本人の認
識のずれが生じやすく、

たが、就業規則の改定が行われておらず、メンタルヘルス対策からみた休復職に関する規定がほとんど記載されていませんでした。

状況を聞きながら、具体的なアドバイスをしていくと、重大な労務リスクに結び付く問題があることが分かつてきました。それが就業規則です。社歴としては長い企業でし

本人の申し出にのみ対応していくと結果としてより深刻な問題が生じることがあります。そこで、会社が明確に休職命令を出すことが可能となる表現を設けておく必要があります。



できない場合もでてきます。
そこで、休復職の際に
は会社指定の医師の診断
を受ける規定を設けてお
き、適切な実態を踏まえ
た診断がなされる体制を
整えます。
そして休職期間の通算
と満了後の同一疾病の再
発についての規定
も確認しておきま

なれてもらうために、一定の「経過観察期間」を設け、この期間の勤務状況をみたうえで正式復帰の判断をします。

就業規則の整備はあくまでもメンタルヘルス対策の基礎となるものであり、導入したからそれであつてはなりません。個別対応では具体的運用がより重要なのは言うまでもありません。

(メンタルヘルス管理者研修講師・メンタルヘルス相談室相談員)

次回の「メンタルヘルス管理者研修」は、平成25年7月18日(木)開催。「メンタルヘルス相談室(会員無料)」は、毎週火・金曜日の午後開設お申し込みは、当協会総合受付(☎052-961-1666)まで。

イラスト・森沢康代

師) 関与の意見を確保する規定も見ておきます。

労働者は、主治医に対し休職するためにより過重に話す場合もあれば、復職したいがためにより過少に話す場合もあります。職場の状況の理解が不十分な主治医の診断だけでは客観的な判断が

最後に経過観察期間（職場復帰プログラム）の規定です。